

議案第 67 号

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成21年 2 月18日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

障害児訓練業務手当に関する規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年3月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の10中「、あおぞら園において」を削る。

別表障害児訓練業務手当の項中「言語療法士」を「言語聴覚士」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。